# 婦人補導院組織規則 （平成十三年法務省令第五号）

婦人補導院組織規程の全部を改正する命令

婦人補導院組織規程（昭和三十三年法務省令第三十三号）の全部を次のように改正する。

#### 第一条（名称及び位置）

婦人補導院の名称及び位置は、別表のとおりとする。

#### 第二条（院長）

婦人補導院に、院長を置く。

##### ２

院長は、婦人補導院の事務を掌理する。

#### 第三条（婦人補導院に置く課）

婦人補導院に、補導課を置く。

#### 第四条（補導課の所掌事務）

補導課は、次に掲げる事務をつかさどる。

* 一  
  公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
* 二  
  人事に関すること。
* 三  
  経理に関すること。
* 四  
  統計に関すること。
* 五  
  入院、退院及び仮退院に関すること。
* 六  
  資質及び環境の調査並びに分類に関すること。
* 七  
  処遇に関すること。
* 八  
  補導に関すること。
* 九  
  給養に関すること。
* 十  
  保健、衛生、防疫、医療及び薬剤に関すること。
* 十一  
  面会及び通信に関すること。
* 十二  
  保安に関すること。
* 十三  
  領置に関すること。
* 十四  
  前各号に掲げるもののほか、婦人補導院の所掌に属するものに関すること。

#### 第五条（雑則）

この省令に定めるもののほか、婦人補導院に関し必要な事項は、院長が定める。

##### ２

院長は、前項の規定に基づき、事務分掌その他組織の細目を定めようとするときは、法務大臣の承認を受けなければならない。

# 附　則

##### １

この中央省庁等改革推進本部令（次項において「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

##### ２

この本部令は、その施行の日に、婦人補導院組織規則（平成十三年法務省令第五号）となるものとする。